

国地契第73号
国官技第304号
国営整第174号
平成20年3月24日

各地方整備局総務部契約管理官
企画部技術開発調整官 へ
営繕部営繕調査官

国土交通省大臣官房
地方課公共工事契約指導室長
技術調査課建設技術調整官
官庁営繕部整備課建築技術調整官

平成20年度及び平成21年度の建設コンサルタント業務等に対する
政府調達に関する協定の適用について

「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める区分及び財務大臣の定める額」（平成20年1月25日財務省告示第20号）が告示され、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に締結される調達契約に関する政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用額が定められたことを受け、次のとおり諸通知を改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

次の各号に掲げる通知の規定中「7,200万円」を「7,900万円」に改める。

- 「建設コンサルタント業務等の入札・契約手続の運用について」（平成12年12月6日付け建設省厚契発第43号、建設省技調発第191号、建設省営建発第70号）別紙1の2（1）及び（2）

二 「簡易公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続における対象業務の拡大について」（平成20年1月23日付け国地契第55号、国官技第258号、国営整第146号）記1及び2（1）

附則

この通達による改正後の各規定は、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に契約を締結する建設コンサルタント業務等に適用する。

○「建設コンサルタント業務等の入札・契約手続の運用について」（抄）
 （平成12年12月6日付け建設省厚契発第43号、建設省技調発第191号、建設省営建発第70号）

改 正 案	現 行
<p>別紙 1 業務内容に応じた入札契約方式の選定</p> <p>2 予定価格に応じた分類</p> <p>(1) プロポーザル方式 (総合評価型、技術者評価型)</p> <p>(2) 競争入札方式</p>	<p>別紙 1 業務内容に応じた入札契約方式の選定</p> <p>2 予定価格に応じた分類</p> <p>(1) プロポーザル方式 (総合評価型、技術者評価型)</p> <p>(2) 競争入札方式</p>

○簡易公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続における対象業務の拡大について（抄）
 （平成20年1月23日付け国地契第55号、国官技第257号、国営整第146号）

改 正 案	現 行
<p>1. 「簡易公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続について」（平成8年9月26日付け建設省厚契発第39号、建設省技調発第170号。以下「簡易公募型競争通達」という。）記1において、同通達に定める手続の対象とする業務の金額基準は、1件につき予定価格が5,000万円以上7,900万円未満のものとされているところであるが、「5000万円以上」とあるのは「4,000万円以上」と読み替えて取り扱うこととされたい。</p> <p>2. 1の措置に伴い、「随意契約の見直しに伴う建設コンサルタント業務等の発注について」（平成20年1月23日付け国地契第54号、国官技第257号、国営整第145号。以下「課長通達」という。）については、次のとおり読み替えて適用する。</p> <p>（1）課長通達記1②ロにおいて、1件につき予定価格が5,000万円以上7,900万円未満の協定対象特定業務（課長通達記1①イに定める協定対象特定業務をいう。）を競争入札（総合評価落札方式を含む。）により発注しようとする場合は、簡易公募型競争通達の手続によることとされているところであるが、「5,000万円以上」とあるのは「4,000万円以上」と読み替えること。</p> <p>（2）（略）</p>	<p>1. 「簡易公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続について」（平成8年9月26日付け建設省厚契発第39号、建設省技調発第170号。以下「簡易公募型競争通達」という。）記1において、同通達に定める手続の対象とする業務の金額基準は、1件につき予定価格が5,000万円以上7,200万円未満のものとされているところであるが、「5000万円以上」とあるのは「4,000万円以上」と読み替えて取り扱うこととされたい。</p> <p>2. 1の措置に伴い、「随意契約の見直しに伴う建設コンサルタント業務等の発注について」（平成20年1月23日付け国地契第54号、国官技第257号、国営整第145号。以下「課長通達」という。）については、次のとおり読み替えて適用する。</p> <p>（1）課長通達記1②ロにおいて、1件につき予定価格が5,000万円以上7,200万円未満の協定対象特定業務（課長通達記1①イに定める協定対象特定業務をいう。）を競争入札（総合評価落札方式を含む。）により発注しようとする場合は、簡易公募型競争通達の手続によることとされているところであるが、「5,000万円以上」とあるのは「4,000万円以上」と読み替えること。</p> <p>（2）（略）</p>

(参考) 予定価格に応じた分類(コンサルタント業務)

競争入札方式

	WTO		WTO対象外	
	弘済会業務+ 所管公益法人等 行政補助業務	左以外の業務	弘済会業務+ 所管公益法人等 行政補助業務	左以外の業務
7,900万円	公募型競争入札方式		簡易公募型競争入札方式に 準じた手続	
5,000万円	簡易公募型競争入札方式		簡易公募型競争入札方式に準じた手続 によるべきものについて当該手続による よう努める (当該手続によらないものは通常指名競争入札方式)	
4,000万円	簡易公募型競争入札方式に準じた手続	簡易公募型競争入札方式に準じた手続によるべきものについて当該手続によるよう努める (当該手続によらないものは通常指名競争入札方式)	簡易公募型競争入札方式に準じた手続	簡易公募型競争入札方式に準じた手続によるべきものについて当該手続によるよう努める (当該手続によらないものは通常指名競争入札方式)
指名業者数	すべて	なるべく10社以上	すべて	なるべく10社以上

(参考) 予定価格に応じた分類(コンサルタント業務)

プロポーザル方式

	WTO		WTO対象外	
	弘済会業務+ 所管公益法人等 行政補助業務	左以外の業務	弘済会業務+ 所管公益法人等 行政補助業務	左以外の業務
7,900万円	公募型プロポーザル方式		簡易公募型プロポーザル方式に 準じた手続	簡易公募型プロポーザル方式に準じた 手続によるべきものについて 当該手続によるよう努める (当該手続によらないものは標準プロポーザル方式)
5,000万円	簡易公募型プロポーザル方式			
	簡易公募型プロポーザル方式に準じた手続	簡易公募型プロポーザル方式に準じた手続によるべきものについて当該手続によるよう努める (当該手続によらないものは標準プロポーザル方式)		
選定業者数	すべて	3~5社程度	すべて	3~5社程度